

生産行程管理業務規程

令和 元年 8月 27日

1 作成者

住所（フリガナ）：カゴシマケンクマガダグンナカタネチヨウノマ（〒891 - 3604）バンチ鹿児島県熊毛郡中種子町野間5297番地8

名称（フリガナ）：イッパンシヤダンホウジンアンノウ一般社団法人安納いもブランド推進本部スイシンホンブ

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 八板 俊輔

ウェブサイトのアドレス：<http://annouimo-brand.com>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（さつまいも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：タネガシマアンノウ種子島安納いも、TANEGASHIMA ANNOU SWEETPOTATO、
Tanegashima Annou Imo

4 明細書の変更

生産者団体一般社団法人安納いもブランド推進本部（以下「推進本部」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種及び栽培方法の確認

ア 推進本部の構成員である生産販売部会の会員の生産者及び生産者団体（以下「生産業者」という。）は、個々に定めた栽培管理責任者が、ほ場状況等を「生産履歴台帳（育苗用）」及び「生産履歴台帳（ほ場用）」に取りまとめ、「苗の納品書（又はそれに準ずるもの）」に基づく品種と併せて「栽培管理確認調書」に記録のうえ、収穫開始前にその写しを推進本部に提出する。

イ 推進本部は、生産業者毎に現地調査を行い、「栽培管理確認調書」の記載内容とあわせて品種及び栽培方法が遵守されているか確認のうえ、その結果を「種子島安納いも現地調査等記録用紙（No.1）」に記録する。

(2) 出荷規格・最終製品の確認

ア 生産業者は、個々に定めた出荷管理責任者が、「「種子島安納いも」品質統一基準」の「外観に関する基準」に基づいて出荷規格を確認し、「種子島安納いも出荷管理簿」に記録のうえ、最終出荷終了時にその写しを推進本部に提出する。

また、推進本部は、生産業者の出荷状況に応じて以下のとおり現地調査を行い、「種子島安納いも出荷管理簿」の記載内容とあわせて「安納いも品質統一基準」の「外観に関する基準」に基づく出荷規格、最終製品及び貯蔵状況を確認のうえ、その結果を「種子島安納いも現地調査等記録用紙（No. 2）」に記録する。

- ① 生産業者が、種子屋久農業協同組合の共同選果場（以下「JA 共同選果場」という。）において選果、貯蔵及び出荷する場合は、JA 共同選果場で確認。
- ② 生産業者が、JA 共同選果場以外において選果、貯蔵及び出荷する場合は、出荷期間中に1回以上、各出荷場等で確認。

なお、推進本部は、明細書に記載された品種、栽培方法及び出荷規格、貯蔵方法を遵守していないことが疑われる場合には、臨時に現地調査による確認を行う。

イ 選果、貯蔵及び出荷を、流通業者、選果委託業者及び販売委託業者の委託業者（以下「委託業者」という。）に委託する場合は、以下のとおり確認及び記録を実施する。

- ① 委託業者は、「「種子島安納いも」地理的表示（G I）適正使用報告書」を作成のうえ、推進本部に対し委託期間終了時または推進本部事業年度終了時まで提出する。
- ② 推進本部は、委託業者に対して現地調査または、Web会議システム等によるオンライン会議による調査を行い、「「種子島安納いも」地理的表示（G I）適正使用報告書」の記載内容と併せて「安納いも品質統一基準」の「外観に関する基準」に基づく出荷規格、最終製品及び貯蔵状況を確認のうえ、その結果を「種子島安納いも現地調査等記録用紙（No. 2）」に記録する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 推進本部は、生産業者及び委託業者（以下「生産業者等」という。）が明細書に記載の品種や栽培方法及び出荷規格を遵守していない場合、当該生産業者等に対し警告を発し、是正を求める。

なお、是正を求められたにもかかわらずこれに従わない場合、推進本部は当該生産業者等に対し、「種子島安納いも」の名称及び「G I マーク」の使用を一定期間禁止することができるものとする。

- (2) 推進本部は、年に1回以上、生産業者等に対して講習会等の機会を設け、明細書に記載の内容（生産地、特性、生産の方法及び出荷規格等）の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 推進本部は、前記5（2）の確認の際に、品種・栽培の方法・出荷規格の各基準を満たしているさつまいもについてのみ、地理的表示である「種子島安納いも」及び「G I マーク」が使用されているか否かを確認し、「種子島安納いも現地調査等記録用紙（No. 2）」に記録する。

この際、地理的表示である「種子島安納いも」及び「G I マーク」を使用している梱包資材（出荷用段ボール・小分け袋等）及び送り状についても確認する。

また、地理的表示等の使用を委託業者に委託する場合は、以下のとおり確認する。

① 委託業者は、地理的表示等の使用明細を「「種子島安納いも」地理的表示（G I）適正使用報告書」に記録（使用状況写真・使用状況記録等）のうえ、保管するとともに、推進本部に対し委託期間終了時または推進本部事業年度終了時まで報告する。

② 推進本部は、委託業者に対して現地調査又は、Web会議システム等によるオンライン会議による調査を行い、委託業者から提出された「「種子島安納いも」地理的表示（G I）適正使用報告書」により、委託業者における地理的表示等の使用状況の適正の有無を確認する。

(2) 推進本部は、前記（1）の確認において、以下のさつまいもがないかも確認する。

① 明細書に記載の品種・栽培の方法・出荷規格の各基準を満たしていないさつまいもであるにもかかわらず、地理的表示である「種子島安納いも」及び「G Iマーク」が使用されているさつまいも。

② 地理的表示である「種子島安納いも」のみが使用されているさつまいも。

③ 地理的表示である「G Iマーク」のみが使用されているさつまいも。

④ 地理的表示である「種子島安納いも」に類似する表示又は「G Iマーク」に類似するマークが使用されているさつまいも。

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 推進本部は、以下に該当する場合、生産業者等に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、是正を求められたにもかかわらずこれに従わない場合、推進本部は当該生産業者等に対し、「種子島安納いも」の名称及び「G Iマーク」の使用を一定期間禁止することができるものとする。

① 明細書に記載の品種・栽培の方法・出荷規格の各基準を満たしていないさつまいもであるにもかかわらず、地理的表示である「種子島安納いも」及び「G Iマーク」が使用されている場合。

② 地理的表示である「種子島安納いも」のみが使用されている場合。

③ 地理的表示である「G Iマーク」のみが使用されている場合。

④ 地理的表示である「種子島安納いも」に類似する表示又は「G Iマーク」に類似するマークが使用されている場合。

(2) 推進本部は、年に1回以上、生産業者等に対して講習会等の機会を設け、適切な地理的表示等についての普及指導を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

推進本部は、6月1日から翌年5月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、推進本部が作成した「種子島安納いも現地検査等結果とりまとめ表」（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）

- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

推進本部は、前記9により作成した書類に加えて、以下の書類を、推進本部の事務所に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- ① 栽培管理確認調書の写し
- ② 種子島安納いも出荷管理簿の写し
- ③ 種子島安納いも現地調査等記録用紙 (No. 1)
- ④ 種子島安納いも現地調査等記録用紙 (No. 2)
- ⑤ 「種子島安納いも」地理的表示 (G I) 適正使用報告書

11 連絡先

